

3 吹総人第 1088 号
令和 3 年 12 月 13 日
(2021 年)

吹田市職員労働組合
執行委員長 丹羽野 和夫 様
吹田市水道労働組合
執行委員長 北野 雅一 様
吹田市関連職員労働組合
執行委員長 川見 真弓 様

吹 田 市 長 後藤 圭二

吹田市水道事業管理者 前田 聡

期末手当の改定について（提案）

標記の件について、下記のとおり提案します。

記

改定内容

1 定年前職員

- (1) 令和 4 年度以降の期末手当については、支給月数を 0.15 月分引下げ、6 月期と 12 月期の期末手当の支給月数が均等になるように、それぞれ現行の 1.275 月から 1.2 月とする。
- (2) 令和 3 年度の引下げに相当する額を令和 4 年 6 月の期末手当から減額することについては、今後、国家公務員の改定に係る法案の動向等を注視し、必要に応じて適切な時期に提案する。

2 再任用職員

- (1) 令和 4 年度以降の期末手当については、支給月数を 0.1 月分引下げ、6 月期と 12 月期の期末手当の支給月数が均等になるように、それぞれ現行の 0.725 月から 0.675 月とする。
- (2) 令和 3 年度の引下げに相当する額を令和 4 年 6 月の期末手当から減額することについては、今後、国家公務員の改定に係る法案の動向等を注視し、必要に応じて適切な時期に提案する。

3 会計年度任用職員

令和 4 年度から、定年前職員の改定内容に準じて、期末手当の支給月数を 6 月期と 12 月期、それぞれ 1.2 月とする。